

## TMI 中国最新法令情報 —(2021年10月号)—

### TMI 総合法律事務所

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: [chinalaw@tmi.gr.jp](mailto:chinalaw@tmi.gr.jp)

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大厦 3204 室

TEL : +86-(0)10-8595-1435

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「TMI 中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。近時のバックナンバーについては、弊事務所のウェブサイトに掲載させていただきますので、併せてご利用下さい。(https://www.tmi.gr.jp/service/global/asia-pacific/2021/)

### 目次

一. 中国最新法令	2
1. 部門規則	
(1) 児童化粧品監督管理規定	
(2) 信用調査業務管理弁法	
(3) 中華人民共和國税関輸出入貨物商品の分類管理規定 (2021)	
二. 連載 中国法実務のイロハ／第四弾：企業買収のイロハ	12
(第9回 取引契約の履行)	
三. 中国法務の現場より	20
(1) コロナウイルス感染再発生	
(2) 当ニュースレター「TMI 中国最新法令情報」の衣替えについて	

## 一. 中国最新法令（2021年9月中旬～2021年10月中旬公布分）

### 1. 部門規則

#### (1) 児童化粧品監督管理規定<sup>1</sup>

国家薬品监督管理局 2021年9月30日公布、2022年1月1日施行

##### ① 背景

ここ数年来、中国の化粧品業界は急成長を遂げており、成人用の化粧品の市場が大幅に成長しているだけでなく、児童用化粧品の販売も日々に盛んになっている。発達段階にある児童は、成人に比べて皮膚感染症にかかりやすく、免疫力も低いため、児童化粧品の製造や検査にはより高い要求が求められている。一方で、児童化粧品に関する規制制度の構築がまだ不十分であり、実務上多くの児童化粧品について化粧品基準に従った申請と登録がされておらず、「消毒製品」として登録販売されている状況も見られている。

中国各地の監督管理部門も法執行によって児童化粧品市場への監督と是正を行っている。例えば、2020年末に福建省薬品监督管理局が発表した「2020年における児童化粧品生産企業に対する特別検査公告」<sup>2</sup>によると、製品の生産記録が不完全であり、原料と生産現場に関する管理制度が十分に実施されていないといった理由で、26社の児童化粧品生産企業の社名が公表された。また、2021年2月には、国家薬品监督管理局が「児童化粧品への特別検査の実施に関する通知」<sup>3</sup>を発表した後、安徽、四川、山西、寧夏、青海、湖北などの省（区、市）も児童化粧品に対する各重点検査を実施した。

このような背景の下、2021年6月18日、国家薬品监督管理局は「児童化粧品監督管理規定（意見募集稿）」を発表して意見募集を行ったうえ、2021年9月30日に「児童化粧品監督管理規定」（以下「本規定」という。）を正式に公布した。

以下、本規定の主な内容について紹介する。

##### ② 主な内容

#### ア 児童化粧品に係る定義<sup>4</sup>

本規定にいう児童化粧品とは、12歳以下（12歳を含む）の子供に適用されており、クレンジング、保湿、体を爽快に保ち、及び日焼け止めなどの効果がある化粧品をいい、「すべての人に適用する」、「家族全員が使用できる」などの文言を使用し、または商標、図案、語呂合わせ、アルファベット、中国語のピンイン、数字、符号、包装形態などを利用し、製品の使用者に児童が含まれることを暗示している製品は、児童化粧品として管理される。

なお、児童用歯磨きの管理についても本規定が準用される<sup>5</sup>。

<sup>1</sup> 「児童化粧品監督管理規定」

<sup>2</sup> 「2020年児童化粧品生产企业专项检查公告」

<sup>3</sup> 「关于开展儿童化妆品专项检查的通知」

<sup>4</sup> 本規定第3条

<sup>5</sup> 本規定第21条

イ 児童化粧品の責任主体

化粧品登録者及び届出人は児童化粧品の品質と安全及び効能の宣伝に対して責任を負うものとする<sup>6</sup>。

ウ 研究開発原則

化粧品の登録者、届出人は児童の生理的特徴と可能な使用場面に基づき、科学性や必要性の原則に従い、児童化粧品を開発するものとする<sup>7</sup>。

エ ラベル表示

(a) ラベル表示<sup>8</sup>

児童化粧品のラベルに関しては、以下のルールを遵守することが必要である。

- ▶ 製品パッケージの表面に国家薬品监督管理局の定める児童化粧品のラベルを表示すること。
- ▶ 非児童化粧品は児童化粧品のラベルを表示してはならないこと。
- ▶ 児童化粧品は、「注意」または「警告」という用語を使用し、パッケージの見える面において、「成人の監督の下で使用すること」といった警告表示を行うこと。
- ▶ 化粧品登録者及び届出人はラベルに偽造防止技術などの手段を採用すべきであり、消費者が識別し、合法的な製品を選択するのに必要な便利な方法を提供すること。

(b) 混同防止<sup>9</sup>

児童化粧品のラベルには「食品級」、「可食用」などの文言または食品関連の図案を表示してはいけない。

オ 製品の配合

児童化粧品の配合に関する設計は、安全優先原則、効果必需原則及び配合を可能な限り簡素化する原則に従わなければならない<sup>10</sup>。

- ▶ 長期間にわたる安全使用の歴史がある化粧品の原料を選択し、観察期間にある新たな原料を使用してはならず、遺伝子技術、ナノテクノロジーなどの新技術によって作製された原料を使用してはいけない。代替できる原料がなく、当該原料を使用しなければならない場合、その原因を説明し、児童化粧品の安全性を評価しなければならない。
- ▶ シミを消す美白、ニキビ除去、脱毛、消臭、ふけ除去、脱毛予防、髪染め、パーマなどを目的とする原料の使用を禁止し、他の目的で上記の効果をもたらす可能性がある原料を使用する場合、使用の必要性及び児童化粧品の安全性を評価しなければならない。

<sup>6</sup> 本規定第4条第1項

<sup>7</sup> 本規定第5条

<sup>8</sup> 本規定第6条

<sup>9</sup> 本規定第13条第2項

<sup>10</sup> 本規定第7条

- 児童化粧品は、原料の安全、安定、機能、配合などの方面から、児童の生理的特徴を結合し、使用原料の科学性と必要性を評価し、特に香料エッセンス、着色剤、防腐剤及び界面活性剤などの原料を評価しなければならない。

#### カ 安全評価

本規定においては、児童化粧品の生産経営に関して、以下のとおり品質の安全評価に係る定めを置いている。

- 化粧品生産経営者は法律、法規、強制的な国家標準及び技術規範に従い生産経営活動を展開し、児童化粧品の品質管理を強化し、誠実と自律を持ち、製品の品質安全を保証すること<sup>11</sup>。
- 児童化粧品は安全評価と必要な毒理学試験を通じて製品の安全性を評価すること<sup>12</sup>。
- 化粧品の登録者、届出人は児童化粧品の安全性を評価する際には、危険の識別及び暴露量の計算などの方面において児童の生理的特徴を考慮すること<sup>13</sup>。

#### キ 児童化粧品の生産<sup>14</sup>

- 児童化粧品は化粧品の生産品質管理規範の要求に従って生産されるべきであり、児童用スキンケア類化粧品の生産工場の環境要求は関連規定に適合すること。
- 化粧品登録者、届出人及び受託生産企業は規定に従い化粧品生産品質管理規範の実施状況を自主的に検査し、同規範の要求を引き続き満たすことを確保すること。
- 児童化粧品について化粧品の登録者、届出人は強制的な国家基準、技術規範より厳格な実施基準を制定することを奨励する。

#### ク 混同防止<sup>15</sup>

児童化粧品の形状、匂い、外観の形態等が食品、薬品等の製品との混同を避け、誤食及び誤用を防止するために、化粧品の登録者、届出人及び受託生産企業は措置を講じるものとする。

#### ケ 経営における遵守事項<sup>16</sup>

児童化粧品経営にあたっては、以下の各事項を遵守し、留意する必要がある。

##### (a) 仕入れ検査記録

- 児童化粧品のトレーサビリティを確保するために、化粧品生産経営者は仕入れ検査記録などの制度を確立し、実行すること。化粧品生産経営者に情報化手段を用いて生産経営情報を収集かつ保存し、児童化粧品の品質安全トレース体制を確立することを奨励する<sup>17</sup>。

<sup>11</sup> 本規定第4条第2項

<sup>12</sup> 本規定第8条第1項

<sup>13</sup> 本規定第8条第2項

<sup>14</sup> 本規定第10条

<sup>15</sup> 本規定第13条第1項

<sup>16</sup> 本規定第14条

<sup>17</sup> 本規定第4条第1項

- 化粧品経営者は仕入れ検査記録制度を確立、実行すべきであり、直接仕入先の市場主体登録証明書、特殊化粧品登録証または普通化粧品の届出情報、児童化粧品のラベル、製品品質検査合格証明書を確認し、かつ関連書類を保存し、化粧品名称、特殊化粧品登録証番号または普通化粧品届出番号、使用期限、配合量、仕入数量、仕入先の名称、住所、連絡先及び仕入期日などの内容を誠実に記録すること<sup>18</sup>。

(b) 化粧品の照合

- 化粧品経営者は、経営する児童化粧品のラベル情報（化粧品名称、特殊化粧品登録証番号または普通化粧品届出番号、化粧品登録者または届出人の名称、受託生産企業の名称、国内外責任者の名称を含む。）と国家薬品监督管理局の公式サイトに公表された相応の製品情報を照合し、上記情報が公表された情報との一致性を確保すること<sup>19</sup>。
- 化粧品経営者は児童化粧品を区分ごとに陳列することを奨励し、販売コーナーに児童化粧品のラベルを公表する。なお、化粧品経営者が児童化粧品を販売する際に、化粧品経営者は消費者に対し製品登録または届出情報の照会を積極的に提示するよう奨励する<sup>20</sup>。

コ オンライン販売

電子商取引プラットフォーム内の児童化粧品経営者及び自社サイト、その他のネットサービスにより児童化粧品を経営する電子商取引経営者は、その経営活動のホームページに化粧品登録または届出資料と一致する化粧品のラベルなどの情報を全面的かつ真実及び正確に開示し、製品展示ページの目立つ個所に児童化粧品のラベルを継続的に公示しなければならない<sup>21</sup>。

サ 法的責任

医薬品監督管理を担当する部門が法により児童化粧品に関する違法行為を調査する場合、下記のいずれかの事由がある場合、「化粧品監督管理条例」に規定される重大な情状がある場合と認められる<sup>22 23</sup>。

- 化粧品の生産に使用禁止の原料、登録すべきであるが登録されていない新原料によって化粧品を生産すること。
- 児童化粧品に身体を健康を損なう可能性のある物質を違法に添加すること。

<sup>18</sup> 本規定第 14 条第 1 項

<sup>19</sup> 本規定第 14 条第 2 項

<sup>20</sup> 本規定第 14 条第 3 項

<sup>21</sup> 本規定第 15 条

<sup>22</sup> 本規定第 20 条

<sup>23</sup> 重大な情状がある場合には、これがない場合に比べ行政処罰が加重される。

## (2) 信用調査業務管理弁法<sup>24</sup>

中国人民銀行 2021年9月27日公布、2022年1月1日施行

### ① 背景

近年、デジタル経済の急速な発展に伴い、インターネットやビッグデータ等の新技術が信用調査分野に幅広く応用され、大量の有効な「代替データ」が収集され、企業と個人の信用状況に対する分析と判断に用いられている。また、小規模零細企業向けの融資、ロングテール層顧客への普遍的な金融サービスをめぐる信用需要も高まっており、公衆は質の高い信用調査サービスに対するより高い水準の要求を有している。このような時代を背景とした場合、既存の法律規制、制度はもはや信用調査分野における業態と特徴を完全にカバーすることができていないと言える。

「信用調査は国民のため」という発展理念をより貫徹し、新時代の信譽業規範発展のニーズを満たし、かつ信用調査市場主体の合法的權益と情報安全を確実に保障するために、人民銀行は实事求是の原則に基づき、徹底的な調査を行い、各方面の意見を広く募集し、吸収した上で、「信用調査業務管理弁法」（以下「本弁法」という。）を制定し、公布した。

以下、本弁法の主な内容について紹介する。

### ② 主な内容

#### ア 関連定義<sup>25</sup>

##### (a) 信用調査業務

本弁法にいう信用調査業務とは、企業と個人の信用情報を収集、整理、保存及び加工し、情報利用者に提供する活動をいう。

##### (b) 信用情報

本弁法にいう信用情報とは、金融等の活動に対しサービスを提供し、企業及び個人における信用状況の判断に用いられるために、法に従い収集された基本情報や借入情報、その他の関連情報及び前述の情報に基づく形成された分析評価情報をいう。

#### イ 個人情報保護法との関係

本規定は制定の根拠となる法律として個人情報保護法を列挙しており、その観点からも、以下のような点で個人情報保護法に沿う、又は補完する内容を定めている。

##### (a) 告知

信用調査機構は個人信用情報を収集する際に、原則として情報主体本人の同意を得た上で、信用情報を収集する目的を情報主体に対して明確に告知しなければならない<sup>26</sup>。

<sup>24</sup> 「征信业务管理办法」

<sup>25</sup> 本弁法第3条

<sup>26</sup> 本弁法第12条

(b) 信用情報収集にあたってのルール

個人信用情報の収集は、必要最小限度の原則に従い、合法的かつ正当な方式で実施しなければならないが、過度な情報収集は禁止される<sup>27</sup>。また、欺罔・脅迫・誘導による情報収集、違法なルートからの情報収集等も禁止されている<sup>28</sup>。

そのほか、情報提供者が信用調査機関に信用情報を提供する場合、信用調査機関は関連制度を制定し、情報提供者の情報源、情報品質、情報安全、情報主体の授権の有無などに必要な審査を行うことのほか<sup>29</sup>、個人信用調査機関は、個人信用情報の収集、整理、加工及び分析を行うことに提携する情報提供者を中国人民銀行に報告すること等が定められている<sup>30</sup>。

ウ 信用情報の提供と使用

信用調査機関は適当な措置を講じて情報利用者の身分、業務資格及び利用目的などに必要な審査を実施することが必要である<sup>31</sup>。

もし、情報主体において情報に誤り、遺漏があると判断した場合、信用調査機関または情報提供者に異議を申し立てることができ、自身の合法的な権益を侵害すると認めた場合、所在地の中国人民銀行支店機構にクレームを出すことができ、この場合には「信用調査業管理条例」<sup>32</sup>及び関連規定に従い処理されることになる<sup>33</sup>。

(a) 報告事項

信用調査機関は、信用情報調査、信用評価類、信用詐欺防止の製品とサービスを提供する場合、中国人民銀行または所在省都にある中央支店に以下の事項を報告しなければならない<sup>34</sup>。

- 信用報告書の見本と内容
- 信用評価類製品とサービスの評価方法、モデル、主たる要素
- 信用詐欺防止製品およびサービスのデータソース、詐欺信用情報の認定基準

(b) 禁止事項<sup>35</sup>

- 信用評価結果を保証すること
- 信用評価結果を暗示する表現で製品とサービスを宣伝すること
- 政府部門又は業界協会の同意なしに、その名義でプロモーションを行うこと
- 脅迫、欺瞞または誘導の方式で情報主体若しくは情報利用者に信用調査製品とサービスを提供すること
- 信用調査製品とサービスに虚偽の宣伝を行うこと

<sup>27</sup> 本弁法第7条

<sup>28</sup> 本弁法第8条

<sup>29</sup> 本弁法第9条

<sup>30</sup> 本弁法第14条

<sup>31</sup> 本弁法第22条

<sup>32</sup> 「征信业管理条例」

<sup>33</sup> 本弁法第26条

<sup>34</sup> 本弁法第31条

<sup>35</sup> 本弁法第32条

- その他の信用調査業務の客観性・公正性に影響を与える信用調査製品サービスを提供すること

#### オ 信用情報の安全

まず、信用調査機関は、中華人民共和国国内で信用調査業務及び関連活動を展開し、収集された企業及び個人の信用情報を中国国内に保存しなければならないというデータローカライゼーション義務を負う<sup>36</sup>。

また、海外の情報利用者に企業信用情報の照合製品とサービスを提供する場合、信用情報は越境貿易、投資・融資等の合理的な分野に利用され、国家安全に損害を与えないことを確保するため、情報利用者の身分、信用情報の用途について必要な審査を行うことが必要である<sup>37</sup>。もしも、信用調査機関が中国海外の信用調査機関と提携をする場合、提携契約書の締結後、業務展開前に、当該契約書を中国人民銀行に報告することも必要である<sup>38</sup>。

#### カ 監督管理

信用調査機関は、以下の事項を社会に公開し、社会からの監督を受けることが想定されている<sup>39</sup>。

- 収集される信用情報の種類
- 信用報告書の基本様式
- 異議処理の流れ
- その他の中国人民銀行が公開の必要があると認める事項

### (3) 税関輸出入貨物商品分類管理規定（2021）<sup>40</sup>

税関総署第 252 号令 2021 年 9 月 18 日公布、2021 年 11 月 1 日施行

#### ① 背景

現行の「税関輸出入貨物商品分類管理規定」（以下「本規定」という。）は税関商品分類管理制度を体系的に整理した税関規則である。2007 年 5 月 1 日に施行されて以来、当該規定は、税関分類業務の規範、税関分類の法律執行の統一、分類根拠の透明性の実現及び貿易の便利化の促進に対し重要な役割を果たしてきた。また、「税関化学検査管理弁法」<sup>41</sup>は 2008 年 12 月 1 日より施行されて以来、税関の化学検査作業に有効かつ規範的な役割を果たしてきた。

しかし、「放管服」<sup>42</sup>の改革が継続的に推進されることに伴い、機構改革によって検査・

<sup>36</sup> 本弁法第 39 条

<sup>37</sup> 本弁法第 40 条

<sup>38</sup> 本弁法第 41 条

<sup>39</sup> 本弁法第 42 条

<sup>40</sup> 「中华人民共和国海关进出口货物商品归类管理规定（2021）」

<sup>41</sup> 「中华人民共和国海关化验管理办法」

<sup>42</sup> 「放管服」は、簡政放権（行政簡素化と権限委譲）、放管結合（権限委譲と管理の両立）、優化服務（サービスの向上）の略称である。



検疫機能が税関機構に移管され、税関化学検査センターが撤廃されたこと、また、全国通関一体化の改革も必要とされていることから、現行の規定は既に税関の分類業務の要求に必ずしも適応できておらず、改正される必要が生じていた。

そのような中、今般本規定が改正され、2021年11月1日より改正後の本規定が実施される。同時に、2007年3月2日付税関総署令第158号、2014年3月13日付税関総署令第218号により改訂された「輸出入貨物商品分類管理規定」、及び2008年10月13日付税関総署令第176号により公布された「化学検査管理弁法」は廃止となった。

以下、本規定における重要な内容を紹介する。

## ② 主な内容

### ア 関連定義<sup>43</sup>

#### (a) 商品分類

本規定にいう商品分類とは、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」<sup>44</sup>の商品分類リスト体系の下に、「輸入出税則」<sup>45</sup>を基に、「輸入出税則商品及び品目注釈」<sup>46</sup>、「輸入出税則本国細目注釈」<sup>47</sup>及び税関総署により公布される商品分類に関する行政裁定、商品分類決定の規定などに従い、輸出入貨物商品コードを確定する行為を指す。

#### (b) 商品コード

本規定にいう商品コードとは、輸入出税則の商品分類リストにあるコードを指す<sup>48</sup>。

### イ 適用範囲<sup>49</sup>

輸出入貨物の荷送・荷受人、またはその代理人が、輸出入貨物に対し商品分類を行う場合、及び税関が法により商品进行分类する際に、本規定を適用する。

### ウ 商品分類の原則

輸出入貨物の商品分類は、客観的、正確、統一の原則を遵守しなければならない<sup>50</sup>。

輸出入貨物の商品分類は、原則として荷送・荷受人またはその代理人が税関に申告する時点での貨物の実際状態に基づいて確定し、事前申告方式により輸出入を行なう貨物に関する商品分類は、貨物が税関監督管理区に到着した時点での実際状態に基づいて確定する。

### エ 商品コード申告の要求

- ▶ 同一の輸送手段で同時に同一の港まで輸送し、且つ同一の荷受人に属し、同一のB/Lを使用する複数種の輸入貨物について、商品分類規則により同一の商品コードに属すべ

<sup>43</sup> 本規定第2条。

<sup>44</sup> 「商品名称及编码协调制度公约」

<sup>45</sup> 「中华人民共和国进出口税则」

<sup>46</sup> 「进出口税则商品及品目注释」

<sup>47</sup> 「中华人民共和国进出口税则本国子目注释」

<sup>48</sup> 本規定第27条第1項

<sup>49</sup> 本規定第3条

<sup>50</sup> 本規定第4条

きである場合、当該荷受人またはその代理人は、関連商品を一括して当該商品コードに分類し、税関に申告する<sup>51</sup>。

- 荷送・荷受人またはその代理人は、法律、行政法規、及びその他の関連規定に基づき、事実に即し、正確にその輸出貨物の商品の名称、型番等の事項を申告し、かつ申告する輸出貨物の商品分類を行い、相応の商品コードを確定する<sup>52</sup>。

#### オ 商品検査、分類審査<sup>53</sup>

税関は、荷送・荷受人またはその代理人が申告した商品分類の事項を審査する際に、「税関法」<sup>54</sup>と「輸出入関税条例」<sup>55</sup>の規定に従い、下記の権利を行使することができ、荷送・荷受人またはその代理人がそれに協力しなければならない。

- 関連文書、資料を閲覧、複製すること
- 荷送・荷受人またはその代理人が必要な見本及び関連商品資料（外国語資料の中国語翻訳文を含む。）を提供し、かつ翻訳内容に責任を負うこと
- 輸出貨物に化学検査、普通検査を実施すること

荷送・荷受人が関連状況を隠したり、関連書類及び資料の提供を遅延または拒否したりした場合、税関は法により輸出貨物の商品分類を審査し確定することができる。

#### カ 秘密保持<sup>56</sup>

荷送・荷受人又はその代理人が、商業秘密、未公開情報又はビジネス上の機密情報を含む情報を税関に提供し、秘密保持を要請する場合は、書面にて税関に秘密保持の要請を行うべきであり、かつ秘密を保持する必要がある内容を明示しなければならない。荷受人、荷送人又はその代理人は、商業秘密を理由に税関に関連情報の提供を拒否してはならない。

#### キ 商品分類の根拠<sup>57</sup>

必要に応じて、中国税関は、「輸入出税則」、「輸入出税則商品及び品目注釈」、「輸入出税則本国細目注釈」及び国家基準、業界基準と税関化学検査試験方法などに従って、輸出貨物の属性、成分、含有量、品質、規格などに対し化学検査と普通検査を行い、かつその検査の結果を商品分類の根拠とすることができる。

#### ク 検査結果

荷送・荷受人またはその代理人は、化学検査、検査サンプルの関連文書と技術資料を速やかに提供し、その信憑性と妥当性に責任を負う<sup>58</sup>。

特別な事情がある場合を除き、税関技術機関は、検査サンプルの受領日から15日以内

<sup>51</sup> 本規定第6条

<sup>52</sup> 本規定第7条

<sup>53</sup> 本規定第8条

<sup>54</sup> 「中华人民共和国海关法」

<sup>55</sup> 「中华人民共和国进出口关税条例」

<sup>56</sup> 本規定第10条

<sup>57</sup> 本規定第11条

<sup>58</sup> 本規定第13条

に化学検査、検査結果を出すものとし<sup>59</sup>、また、税関は化学検査、検査結果が出た後の1営業日以内に、関連情報を荷送・荷受人またはその代理人に通知しなければならない<sup>60</sup>。

その他の化学検査、検査機関による化学検査、検査結果は税関技術機関または税関が委託した化学検査、検査機関による化学検査、検査結果と一致しない場合、税関に認められた化学検査、検査結果が基準となる<sup>61</sup>。

#### ケ 商品分類決定

税関総署は関連法律、行政法規の規定に基づき、輸出入貨物に対し普遍的な拘束力のある商品分類の決定を行い、かつ公表することができる。同一の商品を輸出入する場合、同一の商品分類決定が適用される<sup>62</sup>。

商品分類決定の根拠となる法律、行政法規及びその他の関連規定が変更されて、商品分類決定が失効した場合<sup>63</sup>、税関総署が商品分類決定を修正する必要があると認める場合<sup>64</sup>、税関総署は商品分類決定に誤りがあることが判明した場合<sup>65</sup>、税関総署は、修正等の対応をしたうえ、対外的に公表する。

(席修挙・中国法顧問)

---

<sup>59</sup> 本規定第14条

<sup>60</sup> 本規定第15条

<sup>61</sup> 本規定第16条

<sup>62</sup> 本規定第21条

<sup>63</sup> 本規定第22条

<sup>64</sup> 本規定第23条

<sup>65</sup> 本規定第24条

## 二．連載 中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ（第9回／全9回）

第1回	2021年2月号	中国での企業買収の在り方
第2回	2021年3月号	企業買収のプロセス
第3回	2021年4月号	法務DDの実施方法
第4回	2021年5月号	法務DDの頻出事項①(組織)
第5回	2021年6月号	法務DDの頻出事項②(許認可・環境)
第6回	2021年7月号	法務DDの頻出事項③(資産)
第7回	2021年8月号	法務DDの頻出事項④(人事労務)
第8回	2021年9月号	取引契約の交渉と締結
第9回	2021年10月号	取引契約の履行

### 第9回 取引契約の履行

第四弾「企業買収のイロハ」の1～8回までで、中国における企業買収に関するプロセスや法務デューデリジェンスにおける頻出問題、そして取引契約の締結まで、全般にわたってご説明しました。ここまでで、企業買収に関するすべての準備が揃いました。基本的には、買収の取引契約に設けられていた条件やプロセスに沿って取引を実施することになりますが、実務上、色々と注意すべき事項もあります。

今回は、本件連載シリーズの最終回として、取引契約を履行する場合の注意事項について、ご紹介いたします。

#### Q4.9.1 中国において企業買収契約を履行する場合、基本的なプロセスは何でしょうか。

企業買収契約の履行について、基本的なプロセスとしては、以下のステップを踏むのが一般的です。

##### ① 買収対価の支払い

通常、企業買収契約には、買収対価の金額、支払方法などについて、詳しく定めがあるので、契約履行において、買主は、契約に定められた支払条件により支払う義務があります。分割支払いという特約がない限り、約束された時間とおりに、買収対価の全額を支払う必要があります。支払には、米ドル、日本円等の外貨又は人民元での振込がいずれもできます。又は、現金支払いの他に、関連法令<sup>66</sup>に定める条件を満たした株式を買収対価として支払うことも認められています。

##### ② 対象会社の持分の譲渡

<sup>66</sup> 「外国投資者の国内企業買収に関する規定」(《关于外国投资者并购境内企业的规定》)(2009年改訂)第4章

日本では、株券発行会社については株券の引渡、そうでない場合には、株主名簿名義書換請求書を提出し、対象会社に株主名簿の名義書換をさせる方法でクロージングがなされますが、中国における大多数の会社形態である有限公司においては、株主が登記事項であるため、持分譲渡に伴う株主等変更登記を行い、それにより発行される新しい営業許可証を買主に引渡すこととなります。

③ 対象会社の資産、資料の引き渡し、及び対象会社の管理権の移譲。

①と②が完成した際、売主には、対象会社の資産又は許認可証書、印鑑などの管理権買主に対して、引渡しすることとなります。

上記①と②は、通常の場合、同時履行として設定されるので、この二つステップは、クロージング日において同時に完成するのが理想的です。但し、買主と売主の状況によって、①と②の実施順序が若干変わることがあります。買主と売主が両方とも、中国国外にある場合、又は両者が中国国内にある場合には、①と②の同時履行、即ち、新しい営業許可証の交付と代金の支払いを同時に行うことは可能です。他方、買主と売主の一方が中国国内にあり、他方が中国国外にある場合、①と②の同時履行はほぼ不可能です。特に、中国国内から国外への持分譲渡代金の支払いには、税務証明を取得してから行いますが、税務証明取得のためには株主の変更登記が完了して新しい営業許可証が発行されたことを要するため、必然的に②が①よりも先に行われるべきこととなります。

**Q4.9.2 持分譲渡について、社外への情報公開について、注意すべき事項は何でしょうか？**

企業買収が実施された後に、通常、買収に伴う企業の変更事項について、対外的に公開を行います。これには、以下の注意点があります。

- ① 買主、売主、対象会社のいずれかが上場会社又は上場会社の連結決算子会社である場合、企業買収のクロージング日について、その情報を公開発表する義務がある可能性があります。その場合、各証券取引所の要求に合わせて、クロージング日を設定し、速やかに公開発表を行う必要があります。特に、買主と売主は、両方とも公開義務を負う場合、双方の公開発表日を一致させるべきといえます。
- ② 取引先に対する通知ですが、もし取引関連契約の中に COC 条項<sup>67</sup>がなければ、買収に関する情報を必ずしも通知する必要はありません。ただ、企業買収に伴い、社名や住所等、契約に定めた事項に変更が生じる場合、各取引先に対して、書面通知を行うべきといえます。COC 条項を締結されていた取引先である場合、基本的には買収契約を締結する前に、既に

<sup>67</sup> change of control(CoC)条項とは、買収対象会社は、その取引先との間の契約には、対象会社が買収されるや株譲渡又は重大資産譲渡が発生するなどのようなコントロール権限が変更される場合、相手方が事前通知を受ける権利がある又は契約解除権があると設定される条項と言います。

取引先に通知又は事前同意がなされているはずであり、クロージング日後における通知は、形式的なものとなります。

**Q4.9.3 持分譲渡対価を支払う場合の留意点は何でしょうか。**

① 海外送金手数料

海外送金手数料は金額の大きな持分譲渡においては、それなりの金額になるため、その負担について、持分譲渡契約で定めておく必要があります。海外送金の振込申請書に「国内外費用負担者」欄について、「振込者」(OUR)、「受取者」(BEN)、「共同」(SHA)という選択肢があり、もし、契約に約定がない場合、「共同」負担であると取り扱われます。共同負担の場合、送金銀行の手数料は、振込者が負担し、着金銀行の手数料は、受取者が負担します。もし、中間銀行の手数料が発生する場合、双方により分担することとなります。そのため、振込金額と、実際に着金した金額との間に齟齬が出る場合もあります。

② 着金確認

近時では、国際送金も比較的短時間で着金することが多くなっておりませんが、やはり、時々、時間が掛かる場合があります。そのため、振込者は、振込申請書の控えを受取者にメールなどで送り、双方で振り込みの推移を見守ることがよいといえます（記載事項の誤記などにより、送金がペンディングになる場合も、振込申請書の控えが共有されていれば、対応が容易となります。）

③ 納税申告

買主売主ともに中国国内企業である持分譲渡対価支払の場合には、対価を受領した売主が自ら企業所得税の申告を行うこととなります。他方、買主が中国企業、売主が外国企業の場合、買主が海外送金をする際に、企業所得税源泉徴収を行います。また、売主・買主ともに外国企業である場合、中国国内に申告する主体がないので、対象会社よりその納税申告の関連手続を代行する場合があります。

**Q4.9.4 エスクロー口座を利用する場合の注意点。**

前回のQ4.8.5でエスクロー口座を利用して、持分対価を支払うという方法が紹介されました。通常、買主側はクロージングに先立ってエスクロー口座に取引対価の全部又は一部を入金しておき、クロージングの前提条件が満たされた上で、クロージング日において、当事者双方が、エスクロー開設銀行に対する送金指示の実行と経営権の移転に必要な書類等の引き渡しを行うことによってクロージングとすることとなります。もし、エスクロー口座を利用する場合、以下の点について、注意する必要があります。

① エスクロー口座の開設は、時間掛かります。

エスクロー口座というサービスを提供する銀行は、中国では多くありません。なお、エスクロー口座を開設する前に、銀行との間に契約を締結しなければならない、入金用の口座を新

設しなければならないので、一定の時間が必要です。少なくともそのために、1～2 週間は見込むべきといえます。

② エスクロー口座の名義設定

エスクロー口座は、持分譲渡対価を実際に支払う前に、一旦その対価を預かる口座を指しています。その口座を開く時、売主名義口座と買主名義口座という選択肢があります。

売主名義でエスクロー口座を設定する場合、クロージング前の時点で売主が入金する際、自己名義の口座に入金するため、売主にとって、安心感があります。買主名義でエスクロー口座を設定する場合はその逆です。いずれにしても、名義人とはいえ勝手な出金はできない制限が掛かっていますが、エスクロー口座をいずれの名義とするかは、持分譲渡契約で定めるべきです。なお、エスクロー口座に入金された日から対価支払のために出金するまでの間に、エスクロー口座内の金額について、利息が発生します。その利息は、通常、その口座名義者に帰属します。

③ エスクロー口座の使用料負担

エスクロー口座を利用する場合、使用料が発生します。通常、入金金額の一定比率で徴収されます。このエスクロー口座の使用料負担について、買主と売主の間で、事前に協議した上で、定めておく必要があります。例えば、エスクロー口座の使用料負担と利息の帰属を共に口座名義人に帰属させるなどといった決め方が考えられます。

**Q4.9.5 クロージング日での引継ぎ資料には、何かあるでしょうか。**

クロージング日での引継ぎ資料<sup>68</sup>としては、主に以下のものが考えられます。

① 会社の営業許可証及びその他の行政許可証

中国においては、会社を設立する時、登記主管部門（以前は工商局と呼ばれていましたが、現時点では、市場监督管理局といいます）より、営業許可証<sup>69</sup>の正本と副本<sup>70</sup>が発行されます。それは、対象会社にとって、最も基本的な証書です。

また、特別の許認可を要する事業に従事する会社においては、関係主管部門より発行される許可証も、非常に重要となります。

② 社印、財務印、契約印などの印鑑

中国企業では、印鑑の使用が非常に重要視されており、捺印行為は、会社の意思表示を代表することと理解されています。そのため、対象会社において日常保管・使用されている各種の印鑑を引渡してもらうことが重要となります。

<sup>68</sup> 理論上はこれらの書面や物品は対象会社に属するものであり、売主が買主に個別に引き渡す必要はなく、対象会社の管理権の移譲に含まれるといえます。しかし、中国実務では、重要資産の所在確認の意味も込めて、クロージング時の引継ぎ資料の一部としてリストアップされることがよくあります。

<sup>69</sup> 中国語では、「営業執照」です。

<sup>70</sup> 正本も副本もいずれも原本ですが、副本は正本よりもサイズが小さく、持ち運びに便利であるため、正本は額縁に入れて会社に掲示しておき、副本は行政手続等の際に使うというのが一般的です。

すべての会社には、会社印<sup>71</sup>、財務専用印、法定代表者印<sup>72</sup>が必ずあります。その他には、契約書に使われる契約専用印、通関業務に使われる通関専用印、発票に捺される発票専用印、人事業務に使われる人事専用印、各業務部門に使われるそれぞれの部門印が、必要に応じて使われます。なお、銀行業務においては、財務専用印と法定代表者印をセットで使うことが一般です。社名が変更する場合には、社名が彫られた印鑑は全て彫り直しが必要になり、法定代表者変更の場合には、法定代表者印の彫り直しが必要になります。銀行に対しては、改印届が必要となります。不要になった古い印鑑は廃棄するか、そのまま保管するのが通常ですが、法定代表者印は人名が彫られているため、一旦はクロージング時に引き渡しを受けたとしても、後日、本人に返還するという例が見られます。

③ 帳簿、証憑及び銀行管理に関する各書類など

対象会社の帳簿、証憑、各銀行の口座開設、預金変動を管理する資料、各口座にアクセスするための USB キーなどが会社の財務管理に必要な資料なので、引継ぎする必要があります。

④ 従業員名簿、全従業員の労働契約及び人事ファイル

⑤ 重要契約（銀行借入契約、経営場所の賃借契約、重要な顧客又は仕入先との間の取引契約、未履行の取引契約など

⑥ 重要資産に関する資料

対象会社が所有する各資産に関する資料が持分価値を構成する部分となるため、きちんと引継ぎを受けて保管する必要があります。例えば、不動産権利証書、購入契約、車両の運行証<sup>73</sup>、固定資産台帳、特殊機器の使用許可証、特許、商標、著作権など知的財産権の証書など。

**Q4.9.6 企業買収に関する企業登記変更事項とその実施方法は、どのようなものでしょうか。**

通常、持分譲渡により対象会社の登記変更が必要となります。この場合の企業登記の変更・届出事項としては、通常以下のものが考えられます。

- ① 株主ないしその持分比率の変更：持分譲渡のそのものによる変更といえます。
- ② 法定代表者変更：持分譲渡によって、会社の支配権・経営陣に変動が生じる場合には、法定代表者の変更を伴うことが通常です。
- ③ 董事、監事又は総経理の変更：法定代表者以外の経営陣の人員に変動がある場合に合わせて届出をします。
- ④ 社名変更：持分譲渡によって、別の企業の傘下に入る場合、屋号の変更が生じることが多いといえます。

<sup>71</sup> 「公章」と呼ばれる社名のみが彫られた印鑑で、行政手続などに使う公的な文書などに押すことが必要となります。重要な契約書等に捺印することもあります。

<sup>72</sup> 「法人章」と呼ばれますが、日本の代表印のように「〇〇株式会社代表取締役之印」というような文字ではなく、単純に法定代表者の氏名が彫られたものです。

<sup>73</sup> 中国語で「车辆行驶证」



- ⑤ 会社性質の変更：持分譲渡によって、外国出資者の持分の有無に変更が生じる場合、会社の性質が、外商投資企業から内資企業へ、或いは内資企業から外商投資企業に変更となります。
- ⑥ 定款変更：上記①、④、⑤は定款記載事項のために、定款変更を伴います。また、董事や監事の人数は定款において幅を持った記載が認められないため、人数が変更する場合には、それについても定款変更となります。

上記③と⑥は届出事項であります。それ以外のもの（①、②、④、⑤）は、すべて登記変更事項であるため、変更登記と同時に、新しい営業許可証が発行されます。

登記変更手続は、対象会社が申請主体として実施します。申請をクロージング前に行い、登記完了により取得する新しい営業許可証をクロージング日に買主に引き渡すことになります。そのため、クロージング前に、買主と売主が協力して、登記申請に必要な書類の準備を行うことが必要となります<sup>74</sup>。

クロージング後、対象会社は、新しい営業許可証を用いて、税務局、税関、外貨管理局、銀行、その他主管部門に対して、個別の変更手続を行うことになります。

#### Q4.9.7 対象会社における資産管理の引継ぎ作業について、その留意点は、何でしょうか？

持分譲渡後、対象会社の資産を引継ぎした上、改めて管理するのが、今後の経営に対して、非常に重要なプロセスであると思われます。Q4.9.5にご紹介しました引継ぎ事項の中にも言及したように、会社の重要資産に関する所有権証書やその他重要資料などが、クロージング日に買主から派遣される経営陣へ移管されることとなります<sup>75</sup>。クロージング後、さらに以下のポイントを注意する必要があります<sup>76</sup>。

- ① 不動産の移管：対象会社が保有する土地、建物などについて、その名義、使用期間などに変更事項があれば、速やかに対応する必要があります。関連する物件管理契約なども更新する必要があります。対象会社が賃借している不動産については、賃貸借契約の更新、延長或いは契約解除などの手続を行う必要があります。
- ② 不動産以外の固定資産の移管：クロージング時に渡された固定資産台帳に従って、車両、パソコン、設備機器などを含むすべての固定資産をチェックし、その名義変更やメンテナ

<sup>74</sup> 日本では株主が登記事項でないこともあり、クロージング時に、旧役員の辞任届を買主に引き渡すことで、クロージング後に買主が対象会社をして登記手続を行わせるというやり方が一般的ですが、中国でのやり方はこれと異なることとなります。

<sup>75</sup> 中国では株主が経営陣を派遣するというやり方が多いため（定款にもそのような定めが置かれることがある）、買主である新株主が対象会社の資産等の引渡を受けるという認識があるものといえます。

<sup>76</sup> これらの事項は予め DD で確認しておくべきこととも言えますが、中国の会社実務では、グループ会社においては法人格の意識が希薄で、他の会社の名義の資産を特段の契約もなくそのまま用いているという例も少なくないため、持分譲渡により支配権が変動し、元の名義のままでは対象となる資産が使えなくなるという場合が存在します。

ンス契約変更の必要性を検討した上、対応する必要があります。特に法令<sup>77</sup>上規制のある特殊設備について、特種設備使用登記証に記載された会社名義と期間について、管理する必要があります。車両について、関連する保険の更新を行う必要があります。

③ 知的財産権関連管理

クロージング後、対象会社が保有・使用している特許、商標、著作権などの知的財産権に対する整理も必要です。まず、これらの知的財産権の名義、住所、有効期間について、チェックした上、変更又は更新する必要があります。次に、持分譲渡前の使用許諾関係を整理する必要があります。なお、持分譲渡後において、引き続き、売主から関連知的財産権の許諾を受ける必要があれば、それについて、予め売主と協議してライセンス契約を締結しておくべきといえます。

④ 在庫の棚卸

生産企業の場合、在庫資産の管理も非常に重要であるため、クロージング後、棚卸しを通じて、帳簿と対照する必要があります。倉庫業者に保管を委託している場合には、倉庫業者に代理で実施してもらうこともできます。

**Q4.9.8 対象会社における内部管理権限の移転に伴う留意点は、何でしょうか**

持分譲渡に伴い、買主は、新しい董事、監事、総経理などの経営陣を対象会社に送り込むことによって、対象会社の内部管理権限の移転が発生することが多いといえます。その場合の留意点は、以下の通りです。

① 従業員の労働契約管理

董事、監事、総経理などの経営陣の変更に伴い、各部門責任者にも変動が生じる可能性があります。職務の任免と同時に、労働契約を解除する可能性も生じ、それにかかわる労働問題が発生する恐れも存在します。その際、各従業員の労働契約をチェックし、その契約期間、労働条件などを把握した上で、人事異動の決定を行うべきといえます。

② 内部規程の見直し

就業規則等の内部規定は、企業文化に即したものである必要があるため、新しい経営陣は、内部規程を一度見直すのがよいといえます。

③ 経営陣の交代に関する社内外への公表

董事、監事の任免は、株主会決議事項であり、総経理の任免は、董事会の決議事項であり、総経理以下の各部門長など管理職の任免は総経理より決定されます。任免事項は、どの機関によりいつなされたかを明確にして、社内で公表すべきといえます。

また、取引契約は、本質上、社名や役員の変更により効力に変更が生じるものではありませんが、オペレーション上特定の経営陣に依存しているものや、連絡担当者に変更が生じるものなどについては、契約内容を見直して変更をしたり、補充合意を締結したりするなどして、変更に対応した円滑な契約の履行を確保すべきといえます。

<sup>77</sup>「中华人民共和国特种设备安全法」

**Q4.9.9 最終対価への調整交渉の留意点は、何でしょうか。**

Q4.8.7にご紹介したように、取引契約においては、買主、売主の双方が表明保証に関する条項が設定されます。その内容には、Q4.8.6に記載されたデューディリジェンスを通じて発見される問題点を表明保証の対象から除外して、特別補償の対象として設定する場合があります。そのようなケースでは、対価を分割払いしたり、価格調整条項を置いたりする対応方法がとられることがあります。その場合、持分譲渡契約に設定された価格調整基準日において、デューディリジェンス報告基準日から価格調整基準日の間の過渡期に発見された売主がデューディリジェンス時点で開示されていない事項による資産額減少または表明保証義務違反事項による資産額減少について、売主に対して、保証責任を果たしてもらい、未払い譲渡代価から、関連資産の減少額を控除する交渉を行います。当該交渉は、通常、価格調整基準日後に、持分譲渡対価の最終回支払日までに行います。交渉のポイントは、以下のように考えられます。

① 資産の帳簿価値と実物価値との照合確認

帳簿に計上している固定資産の有無、知的財産の権利帰属確認、在庫資産の棚卸による対照などを確認する必要があります。

② 売主は、表明保証義務に違反することによって対象会社に損失を与えた場合、その金額を確認する必要があります。例えば、クロージング日前に納付すべきである税金や従業員の社会保険と住宅積立金の未納又は納付不足によって、クロージング日後に、対象会社が過料または追加納付を命じられた場合、その部分が持分譲渡対価の調整対象となります。

③ クロージング日前に、発生していた訴訟、仲裁について、クロージング日後に、対象会社にとって不利な結果となり、賠償金が発生する場合、その部分も調整対象となります。

**Q4.9.10 最終の持分譲渡対価を支払う際の注意点。**

Q4.9.10で説明した価格調整事項が発生する時、持分譲渡対価の最終回支払の金額と時期について、補充契約を締結する必要があります。その内容は、価格調整を通じて決めた調整事項や支払金額の減額などを設定した他に、Q4.9.3に列挙された着金確認や売主の企業所得税申告への協力義務なども考慮する必要があります。なお、持分譲渡契約には、取引を順調に実施するために、抵当権設定や知的財産への質権設定などの担保を設定していた場合、最終回支払と同時に、担保の解除をしなければならないので、その関連事項もその補充契約に規定する必要があります。

(呉秀穎、中国法顧問)

### 三. 中国法務の現場より

#### 1. コロナウイルス感染の再拡大

10月初旬の国慶節連休が終わった後、中国国内でコロナウイルスの感染例が各地で続々現れている。今回の感染は、中国西部観光地である陝西・甘肅・内モンゴ・寧夏四省から始まり、さらに、湖南、北京、河北、貴州、湖北を含む9つの省まで拡大した。その後、10月19日に北京市豊台区においても1名の感染者が報告され、デルタウイルスの感染が確認された。

10月中旬以来、北京市内でコロナウイルスに感染した患者数の増加傾向が見られます。10月27日に開催された北京新型コロナウイルス肺炎感染防疫業務第249回新聞発表会では、近時の感染状況が報告されたほか、伝染病対策を妨害する違法行為（団地の封鎖措置に違反し、管理業者を殴る行為、他人の健康コードを使って、ハイリスク地域を訪問した経歴を隠ぺいする行為、PRC陰性検査記録を偽造する行為など）に対する処罰事例も報告されている。中には、日帰りバス旅行の運転手が、53人の旅行グループを連れて、河北省まで運行をした際、全ての参加者に対して健康コードの確認、検査をしないなど、管理措置に問題があるとして刑事事件として立件された事例もあった。

結果として、北京市への出入りにあたっての防疫措置が強化されており、必須でなければ、北京に入らないように呼びかけがなされており、北京に入る場合には、北京市における健康コードの緑及び48時間以内のPRC検査の陰性証明を提出する必要がある、また、北京に入った後に、14日の健康モニタリングを受けなければならない。なお、北京の昌平区、豊台区など市中感染者がいる地域の人員は、原則として、北京から離れることが禁止されている。

また、新型コロナウイルス感染への防疫措置の一環として、3回目のワクチン接種が展開されている。10月28日に開催された北京新型コロナウイルス肺炎防疫業務第250回新聞発表会では、工事現場の従業員やその他重点業務に従事する従業員に対して、3回目のワクチンの優先接種措置を講じることが発表された。重点業務としては、調理師、惣菜係、バイヤー、清掃員、警備員が掲げられ、ワクチン接種を受けなければ業務を行うことができないということである。

弊所も入居しているビルから、3回目のワクチン接種に関する通知を受け、一部の所員は、すでに3回目接種を受けているが、基本的には前2回と同種のワクチンを接種することになるようである。

北京に滞在、駐在されている方々におかれても、健康に気を付けて、早期に3回目のワクチン接種を受けて、これからの感染拡大に備えた方が良いかもしれない。

(呉秀穎・中国法顧問)

## 2. 当ニュースレター「TMI 中国最新法令情報」の衣替えについて

### (1) 沿革

当ニュースレターは、2009年2月に、それまで、TMI 東京オフィスで発行していた法令情報のみの「中国最新法規速報」と、TMI 上海オフィスで発行していた特集記事と法令情報からなる「中国法令情報」を統合し、さらに「上海法務事情」というコラムを追加して「TMI 中国最新法令情報」としてスタートしたものです。

今から10年前の2011年11月号において、現在のフォーマットが採用されるとともに、「中国企業法実務」という連載記事をスタートし、複数の執筆者が交代で実務に基づく実践的なコンテンツを提供することとなり、グレードアップが図られました。

2012年12月に開設されたTMI 北京オフィスの本格的始動に合わせ、2013年4月号からは、コラムが「中国法務の現場より」に変更され、北京と上海の話題を取り上げることとなりました。

そして、2019年5月号から連載記事を「中国法実務のイロハ」のシリーズに改め、各回10問のQ&A方式により、基礎から応用まで、多様な読者の関心にお応えすることを目指してきました。

### (2) 時代の変化への対応

当ニュースレターは、通常法律意見書と同レベルの体裁（脚注による出典表示など）によるクオリティで、弊事務所中国プラクティスグループの総力を結集して過去10年にわたって発行を継続し、クライアントの皆様へのメール配信とTMI ウェブサイトへの掲載により情報を発信して参りました。

ただ、この10年の中国の目覚ましい経済・技術分野の発展やビジネスモデル・社会的状況の変化に伴い、立法のプロセス、速度や深度にも大きな変化が見られます。また、中国法務に関する情報も、SNSなどを通じて最新の情報が瞬時に拡散される一方、信頼できるオリジナルのコンテンツを集約して情報提供する必要性は高まっております。

弊事務所においても、各拠点で日々の実務に携わるプロフェッショナルの層が厚くなり、様々な専門分野からの視点を集めることが可能な状況になりました。

そこで、現行フォーマット採用満10年となる今月号を以て、現在の発行スタイルによる「TMI 中国最新法令情報」はその使命を終えさせていただきます。

小職は、この10余年の間務めた事実上の編集長の座を若手の世代に譲り、今後は、弊事務所は、新しいスタイルにてクライアント・読者の皆様に、有用な情報を提供させていただきたいと存じます。

これまで、永年にわたるご愛読、誠にありがとうございました。

(山根基宏・弁護士)

**TMI 中国最新法令情報—2021年10月号—**

発行：TMI 総合法律事務所

監修：何連明・外国法事務弁護士

編集主幹：山根基宏、包城偉豊・弁護士

発行日：2021年11月22日